

令和 6 年 6 月 2 8 日

令和 6 年度独立行政法人国立青少年教育振興機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 6 年度独立行政法人国立青少年教育振興機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 令和 5 年度の契約状況は、表 1 のとおりであり、契約件数は 168 件、契約金額は 37.0 億円である。また、競争性のある契約の件数・金額は、124 件(73.8%)・34.0 億円(92.0%)、競争性のない随意契約の件数・金額は、44 件(26.2%)・2.9 億円(8.0%)である。

令和 5 年度は令和 4 年度と比較して、地方教育施設の清掃・警備等の契約更新年度ではなかったことから、競争入札等の契約件数が 80 件(△42.1%)、契約金額も 24.3 億円(△41.9%)減少している。

表 1 令和 4 年度及び令和 5 年度に締結した契約の状況

(単位：件、億円)

	令和 4 年度		令和 5 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(74.5%) 190	(87.7%) 58.0	(65.5%) 110	(91.2%) 33.7	(△42.1%) △80	(△41.9%) △24.3
企画競争・公募	(3.5%) 9	(0.3%) 0.2	(8.3%) 14	(0.9%) 0.3	(55.6%) 5	(75.1%) 0.1
競争性のある契約 (小計)	(78.0%) 199	(88.0%) 58.2	(73.8%) 124	(92.0%) 34.0	(△37.7%) △75	(△41.5%) △24.1
競争性のない随意 契約	(22.0%) 56	(12.0%) 8.0	(26.2%) 44	(8.0%) 2.9	(△21.4%) △12	(△63.0%) △5.0
合 計	(100%) 255	(100%) 66.1	(100%) 168	(100%) 37.0	(△34.1%) △87	(△44.1%) △29.1

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、令和 5 年度の対令和 4 年度伸率である。

(2) 令和 5 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のとおりであり、契約件数は 43 件(34.7%)、契約金額は 12.6 億円(37.1%)である。

令和 5 年度は、業者に対する幅広い意見の聴取や、公平性に配慮したうえでの受注可能業者の調査、ホームページを通じた発注見通しの情報発信等に取り組んだ結果、令和 4 年度と比較して、競争性のある契約全体に占める一者応札・応募の件数割合(35.2%⇒34.7%)、金額割合(39.9%⇒37.1%)ともに減少している。

表 2 令和 4 年度及び令和 5 年度の一者応札・応募の状況

(単位：件、億円)

		令和 4 年度	令和 5 年度	比較増△減
2 者以上	件数	129 (64.8%)	81 (65.3%)	△48 (△37.2%)
	金額	34.9 (60.1%)	21.4 (62.9%)	△13.5 (△38.7%)
1 者	件数	70 (35.2%)	43 (34.7%)	△27 (△38.6%)
	金額	23.2 (39.9%)	12.6 (37.1%)	△10.6 (△45.6%)
合 計	件数	199 (100%)	124 (100%)	△75 (△37.7%)
	金額	58.2 (100%)	34.0 (100%)	△24.1 (△41.5%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争性のある契約の件数及び金額である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、令和 5 年度の対令和 4 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

令和 5 年度における一部の契約では人員確保や施設の立地条件の影響を受けて、一者応札となる状況が見受けられたが、参加者確保が困難な状況であっても、引き続き以下の項目について重点的に取り組むことで、競争性、透明性の確保に努めることとする。

- ① 仕様書についての幅広い意見の聴取
- ② 公告期間及び業務等準備期間の十分な確保
- ③ 入札説明書受領業者のうち入札不参加であった業者への聴き取り
- ④ 公平性を保ったうえでの受注可能業者の調査
- ⑤ 発注見通しの早期発信

【競争性のある契約全体に占める一者応札・応募の割合】

3. 調達に関するガバナンスの徹底 (【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

令和 5 年度における取組を継続し、競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、調達内容を十分把握し、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性を確認のうえ、事前に契約事務の執行に携わらない監査室により内部審査を受けるとともに、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会（以下「契約監視委員会」という。）において事後点検を実施する。

【検討・実施結果】

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組

当機構は全国に教育施設が所在しているため、不適切事例や適切な契約事務の履行に係る留意事項について、組織全体で情報共有・注意喚起の機会を確保することが内部統制上も重要であることから、令和 5 年度における取組を継続し、契約業務については、会計検査院等が指摘した不適切事例の把握に努めるとともに、各施設の契約に係る責任者や実務担当者に対する具体例をもとにした研修の実施や、機構会議等の機会を活用し内部監査結果を組織全体で共有することで、内部統制の体制を強化する。

【検討・実施結果】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告のうえ、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務担当理事のもと財務部財務課を中心に監査室と連携して調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 財務担当理事

副総括責任者 財務部長

メンバー 財務課長、施設管理課長、調達管理室長

(2) 契約監視委員会の活用

契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、当機構の契約状況の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、当機構ホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。